承継新聞

大分県事業承継新聞

12月15日
（火曜日）

発行所：大分県商工会連合会
事業承継ネットワーク事務局
事業引継ぎ支援センター内
〒870-0026
大分市金池町3-1-64
大分県中小企業会館５F
Ｔｅｌ　097-535-7230
Ｆａｘ　097-585-5011
https://oita-shoukei.org

事業承継相談会に多くの相談者

お悩み解決相談会好評！1月には日田で

10月1日から7日までの日曜日を除く6日間、大分市ホルトホール大分で事業承継相談会を開催しました。本会にとっては、初めての連続相談日の実施となりました。延べ60企業・88人の方が、事業承継に関する相談に訪れました。

事業承継に関するご相談に対応するため、本ネットワーク事務局のスタッフ、事業引継ぎ支援センターの第三者承継担当者、弁護士、税理士が、事業承継に課題を抱える経営者や後継者へアドバイスを行いました。

相談者ごとに相談しやすい環境を築くために部屋に分かれて対応。50分の時間をフルに使って、熱心に相談される方がほとんどでした。弁護士の先生は、次の6人。アゴラの上野貴士先生、いつき法律事務所の小白川類先生、宮本法律事務所の宮本学治先生、吉田法律事務所の北﨑裕一郎先生、一陽法律事務所の碓井啓己先生、正岡法律事務所の正岡諭先生が日替わりで担当していただきました。

税理士の先生は、次の5人。

財前会計事務所の財前朗担先生、池田至郎税理士・中小企業診断士事務所の池田至郎先生、加藤一郎税理士事務所の加藤一郎先生、大分綜合会計事務所の蔵前達郎先生、河村会計の河村雄一郎先生でした。主な相談内容は、事業承継に伴う株の移転問題、贈与税・相続税関係、第三者承継の取り組み方、後継者の育成等の課題、経営者保証解除や借入や負債の返済等について寄せられました。会場の一角には、事業承継計画表「つくる君」コーナーを設け、相談が終わった後、事業承継計画書を作成するお手伝いも実施しました。

終了後のアンケートでは、相談事項は解決できましたか？の問いには、『おおむね解決できた』が53%、『一部解決できた』47%という回答結果。②専門家の説明は？の問いには『とても分かりやすかった』が81%、『わかりやすかった』が18%と高評価を得ることができました。

連続で実施する相談会の今年度の予定は終了しましたが、個別の相談については引き続き対応していますので、事業承継の手順や、専門家のアドバイスを受けたいという事業者さんは是非ご一報ください。

今回の相談会で多くのお悩みの解決に役立つことができたことから来年1月22日金曜日に日田市パトリア日田で開催することが決まりました。次の通りです。

日時　令和3年1月22日（金）
　　9時30分から16時30分
場所　日田市　パトリア日田
　　日田市三本松1丁目8-11
専門家　弁護士　正岡　諭先生
　　税理士　蔵前達郎先生
申込締切り　1月13日（水）
申し込みは本会HPまたは、
097-535-7230まで
お申し込みください。

第2回ネットワーク会議開催

九州経済産業局、大分財務事務所、大分県、支援団体、県内金融機関、士業の団体等28機関で構成する「大分県事業承継ネットワーク会議」が11月16日に大分市で開催されました。会議の席上、事業承継への各機関の取組状況、コロナ禍における支援機関の対応について意見交換がされました。

九州経済産業局中小企業金融支援室の田口賀徳室長からは、令和3年度の中小企業・小規模事業者関係の概算要求のポイントの説明があり、情報の共有を図ることができました。令和3年度からは全国で事業承継をワンストップで支援できる組織の情報も披露されました。大分県では同じ事務所で事業承継全般の支援を行っていますが、県によっては親族内と第三者承継の窓口が違うところもあり、相談者が混乱する場面もあったのではないかと推測しています。大分財務事務所の大川調査官からは事業承継時における保証徴求割合も披露。本事務局では、事業承継時の経営者保証解除に向けた支援も行っており、全国の金融機関の取り組み状況も一覧で提示され、各機関の今後の取り組みの参考となったようです。

ミニ情報　アトツギ甲子園が開催されます

全国各地の中小零細企業の承継予定者に限定して中小企業庁が開催するピッチイベントが開催されます。1988年以降生まれの後継者が対象で、先代が培った有形無形の経営資源を活用した新事業の事業化促進に向け、販路開拓・資金調達・技術開発などのビジネスパートナーを求めて発表されます。大分県からも数名が参加予定です。下の写真は、その催しに参加予定の後継者のビジネスプランをブラッシュアップのための「壁打ち大会」が11月27日に開催されました。

ブロックＣＯ現場から

堤　泰秀

『後継者に肩書を！』

社長にヒヤリングをする中で、後継者の肩書を聞くようにしています。後継者の肩書が従業員のままの場合が結構あります。

事業承継する場合、そのままでは従業員から、会社であれば代表取締役社長に、個人事業主であれば代表に一挙に昇進するわけです。承継するものの中に代表者のネットワークがあります。代表に代わって業界の会合へ出席したり、金融機関と協議すること等があります。この場合でも、専務や常務、店長、副店長等の肩書がつくことで、後継候補者としての関係者の理解も進みます。後継候補者のなかには、まだ、自社の決算書を見たことがないという方もいます。しかし取締役や店長に就任すれば、そんなことは通用しません。後継者にも、経営陣の一員として、自社の現状や将来を一緒に考えてもらいましょう。社長から「後継予定者をいつ取締役にしようか？」と相談された場合は、「早いにこしたことはないですよ。」と回答しています。「いつまでも、仕事を任せてくれない」との声を聞くことがあります。

ここで、事例をご紹介します。息子に社長を譲って、引退したいという建設会社です。相談時、後継者はまだ従業員のままでした。建設業の許可には、経営管理責任者の選任が必要で、取締役としての5年以上の経験が要件。5年以上の取締役経験者がなく、社長は5年間、引退できないことになりました。個人事業の建設業の場合でも、生前の事業承継の場合、後継者が6年以上の専業従事者としての経験や、支配人としての経験が必要です。

後継者に数年後には事業承継をしたいと思った時点で、後継予定者を会社であれば取締役に、個人事業主であれば店長や副店長に選任しましょう。肩書をつけることで、後継者本人に経営陣としての自覚をもってもらいましょう。肩書が後継者を育てます！

承継事例紹介

山国町の安全を支え続けるプロパンガス屋さん

中津市山国町　長尾商店
後継者　長尾慎太郎さん

ホタル飛び交う源流の町として水の郷百選に選ばれた山国町。その山国町で祖父、父、そして後継者の慎太郎さんと三代にわたってプロパンガスの販売を手掛けている『長尾商店』さん。後継者の祖父が昭和36年に山国町で創業。二代目が父親の秀一さん。そして、今年七月に三代目となる慎太郎さんに事業承継を行いました。

慎太郎さんが家業に本腰を入れて手伝い始めたのは28歳の時。父秀一さんと母くるみさんのもとで、プロパンガス屋さんとしての仕事を覚えて行きました。事業承継には時間かかるといわれる通り地道に仕事のこと、お客さんとの付き合い、経営に関するあらゆる手法を学び、承継に至ったそうです。

最盛期には600世帯もの顧客を抱えていましたが、現在は約400世帯。エリア内には同業者はいないものの、人口減少やオール電化等、家庭用プロパンガスの使用量も減少して厳しい状況となっています。

慎太郎さんは「地域のインフラを担う仕事であり、なくてはならない仕事であり、常に責任を背負いながら、前に進んでいきたい」と決意を新たに語っています。慎太郎さんは、有事に活用できるポータブルのガス発電機を新たな強みとするため将来の計画もしっかり立てており、過疎化の中で地に足の着いた経営を目指しています。

長尾商店
中津市山国町守実110-5
0979-62-2041

コロナの事業承継影響調査

新型コロナウイルス感染症がもたらす事業承継への影響調査を実施しました。この調査は60歳以上の県内中小企業者　4千社を対象に9月中旬から10月にかけて実施しました。

721社から回答

有効回収率は18％でご協力を頂いた企業の方々には厚くお礼申し上げます。

県内18市町村の事業者から、ほぼ各地域の事業者数に比例した回答を頂きました。

代表者が70歳以上の事業者が全体の約4割を占めていました。

コロナの影響は？

質問した内容と回答

質問1『新型コロナウイルス感染症により、事業承継の検討や準備に影響がありましたか？』に対して、66％の事業所の方はほとんど影響が出ていないという回答でしたが、影響を与えたと感じている事業者は34％にのぼり、7％は事業承継方針に対して抜本的な見直しが必要という状況でした

コロナで承継計画に影響は？

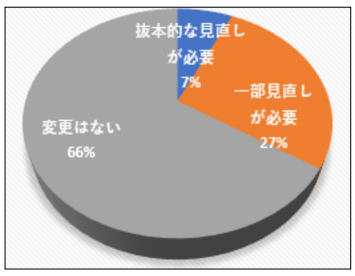

質問2『後継者について』では、後継者が決まっている事業者は41％。

後継者の決定状況について？

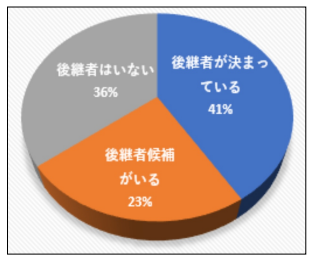

新型コロナの影響があった事業者の比率は、後継者が決まっている事業者の24％に対して、決まっていない（候補がいる場合を含む）事業者は2倍近い42％となっており、後継者が決まっていない事業者は、事業承継準備への影響が大きかったと推測されます。

後継者不在の対応（256社）

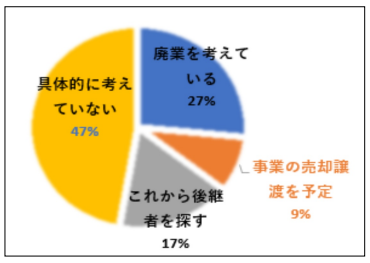

後継者不在（候補もない）事業者（全体の36％）の今後の対応予定では、半数が具体的には考えておらず、残りは今後の予定として、①廃業（27％）、②後継者探し（17％）、③売却・譲渡（9％）をあげています。

ただし、廃業や売却・譲渡の予定時期は3年以上先のケースが多く、事業継続に向けた支援の余地がまだあることが分かります。具体的な対応予定がある比率が高い経営者の年齢は、①62歳、②69歳、③74歳にピークがあり、人生の節目（還暦過ぎ、60代最後、後期高齢者直前）で今後の対応を考えていることが推察されます。

事業承継の予定時期は、5年以内は33％にとどまり、続く5～10年が21％となっています。時期未定も36％。経営者の年齢があがるにつれて承継予定時期も短くなっていますが、75歳以降でも6割以上が3年後以降と回答しており、事業承継の準備が進んでいなかったことが推測されます。

商工会・商工会議所・金融機関・士業団体等の支援への取り組みが期待されるところです。

支援機関や事業引継ぎ支援センターへ具体的な相談に訪れてみませんか？

事業承継Ｑ＆Ａ

自社株を理解しないといけない

Ｑ　中小企業であっても自社株をしっかり理解することが大事だと聞きましたが、ご教示ください。

Ａ　会社を経営されている社長だったら、ご自身の会社の株式についていくつかのリスクがあることを理解しておく必要があります。まずは、経営権に関するものです。視聴率の高かったある番組でも会社の株の50％を超えるために買い付けの話がありました。後継者の持ち株比率が50％未満であれば、株式会社の普通議決事項を決めることができません。つまり、後継者が取締役を解任されてしまう可能性があります。重要事項については67％以上ないと自分では決められません。安定的に後継者の方が事業を引継ぐには67％以上になるように準備が必要ではないでしょうか？　次に儲かっている会社は株価が何十倍、何百倍になっている可能性があり、承継時に贈与税、相続税が発生します。そうすると納税のため、会社の資金繰りが苦しい状況が発生します。その対策として自社株の評価が重要です。顧問の税理士さんに算定してもらっては、いかがでしょうか？株が分散している会社（相続や名義株等でたくさんの株主が発生している場合）は、株主から、決算書類、株主名簿、株主総会議事録、会計帳簿などを閲覧請求する権利があります。これを行使されると、会社の情報が社外に漏れて、取引先との条件が悪くなったり、色々なリスクも想定されます。株の分散防止については、十分に注意しなければいけません。

新型コロナウイルス感染症による 事業承継への影響 に関するアンケート

以下の3つから、ご都合のよい方法でご返信くださいますようお願いします。

① 返信用封筒で郵送（切手は不要です）
② FAXによる返信　097-585-5011
③ スマホで回答　本QRコードからアクセス　※本用紙の返信は不要です

封筒の宛名に記載されている貴社の「事業者番号」、及び法人名/屋号をご記入下さい。

法人名/屋号

以下の問いについて、該当するものに、それぞれひとつだけチェック☑をいれてください。

Q1. 新型コロナウイルス感染症により、事業承継の検討や準備に影響がありましたか？
- ☐ ほとんど影響は出ていない（事業承継方針、事業承継時期等に変更はない）
- ☐ 影響が出ている（事業承継方針、計画について一部見直しが必要となる見込み）
- ☐ 大きな支障をきたしている（事業承継方針について、抜本的な見直しが必要な状況）

Q2. 後継者について
- ☐ 後継者は決まっている
- ☐ 後継者候補がいる
- ☐ 現在、後継者（候補）はいない

こちらもお答え下さい →

Q2' 後継者不在の場合の対応
- ☐ これから後継者を探す予定
- ☐ 事業の売却・譲渡を予定
- ☐ 廃業を考えている
- ☐ 具体的には考えていない

Q3. 事業承継（売却・譲渡、廃業含む）の時期はいつ頃をお考えですか？
☐ 未定　☐ 1年以内　☐ 1～3年　☐ 3～5年　☐ 5～10年　☐ それ以降

大分県では、事業承継に関する公的支援機関として「大分県事業承継ネットワーク事務局」が設置されており、事業承継に詳しい専門のスタッフが、次のような相談に無料で対応しています。
- 後継者（候補）が不在の場合を含む、事業の継続に関する相談
- 来店客減少等の影響による事業承継計画の見直しや早期承継の取組みについての相談
- 後継者が中心となって取組む、新たな販売促進や新事業展開についての相談
- 事業承継の見通しはあるが、活用できる支援施策や補助金等についての相談
- 事業承継にあたって障害となる「経営者保証」についての相談

ご相談を希望される場合は、以下の欄にチェック☑の上、ご相談者（経営者、後継者）のご連絡先をご記入ください。後日、大分県事業承継ネットワーク事務局より、ご連絡させていただきます。

☐ 無料相談を希望する

相談者名(役職)	（　　）	日中連絡可能な電話番号	

なお、事業承継に関する無料相談のお申し込みは、事務局へ直接お電話いただくか、ホームページからも受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

お問合せ先：大分県事業承継ネットワーク事務局　電話(直通) 097-535-7230
ホームページ　https://oita-shoukei.org/

一月にバトンタッチ・フォーラム

令和3年1月15日右のチラシのフォーラムが開催されます。

昨年に引き続いての開催で、事業承継の実例として、今回は、別府市の老舗である『豚まんの店幸崎』さんを株式会社クリエイツさんが第三者承継した内容の発表。当ネットワーク事務局の岩崎ブロックコーディネーターから県内の親族内承継の実例。インターネットで第三者承継のマッチングサイトを運営している株式会社トランビの高橋社長をゲストに迎えてのフォーラムです。新型コロナウイルス感染症により、事業承継に苦心されている方、これを機会に第三者承継を考えてみようかと考えている方、興味のある方はぜひご参加ください。

開催場所は大分市府内町の大分センチュリーホテルです。

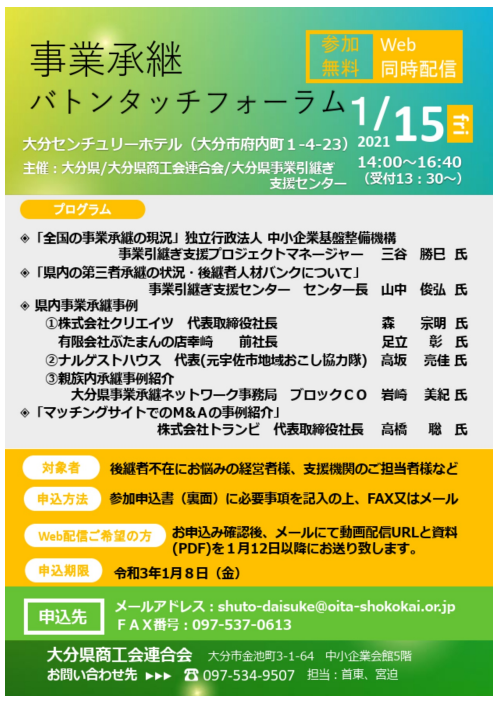

今号のオススメ本

左の本の表紙のとおりとても長いタイトルの本です。著者は公認会計士の五十嵐明彦先生

相続対策は早く始めた者の価値！という視点で、事前準備、遺言書、税金、不動産に関する親の立場で準備していくべきことを細かく解説しています。巻頭には、『親がやること全部シート』があり、準備するもの、子供に伝えるべきこと、今すぐ始める相続対策のチェックシートがあり、もれなく準備できるようになっています。

編集後記

昨年の今頃は、まさか、こんなことになることを予測したでしょうか？　生活様式の変革、想定外だらけの一年だったような気がします。令和3年の干支は丑年。ゆっくりと景気が回復することを願ってやみません。来年度、事業承継を支援する組織体制も全国的に変更され、『事業承継・引継ぎ支援センター』へと名称変更し承継全般の支援ができるようにパワーアップが予定されています。皆さんも良いお年を迎えください。